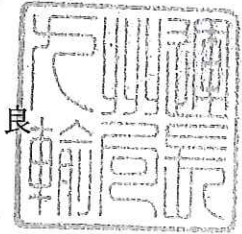


九運消情第11号

平成28年8月19日

(一社) 長崎県建設業協会
会長 谷村 隆三 様

九州運輸局長
佐々木 良



優良運輸事業者の積極的活用について (依頼)

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃より、国土交通行政の推進にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、運輸事業におきましては、最も優先すべきは、「安全・安心」の確保であり、また、環境対策に積極的に取り組むことも運輸事業者の社会的使命であります。

九州運輸局では、運輸安全マネジメントの推進、事業監査などを通じて事業許可後の事後チェックを的確に実施し、運輸事業の「安全・安心」の確保及び「環境対策」の推進に取り組んでいるところです。

しかしながら、運輸事業者の死亡事故を見てみますと、平成24年4月には、高速道路の防音壁に衝突した関越自動車道の高速ツアーバス事故(死者7名、乗客38名重軽傷)、平成26年3月には、バス運転者意識喪失により停車中の大型トラック側面に衝突した北陸自動車道高速乗合バス事故(死者2名、乗客26名重軽傷)また、本年1月には長野県軽井沢町で貸切バスが反対車線を越えて、道路右側に転落、乗客乗員15名が死亡、乗客26人が重軽傷を負う重大な事故が発生しました。

国土交通省におきましては、事故防止に向けて、「事業用自動車総合安全プラン2009」、「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」、「輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用のガイドライン」を策定する等、安全確保に取り組んでいるところです。

九州運輸局では、関係団体と種々の取り組みを補うものとして、平成24年7月に「九州運輸局所管優良事業者等利用促進協議会」を設立し、国や運輸関係団体が実施している優良な事業者等を認定・認証する制度等の周知を図り、優良運輸事業者の利用について、関係機関にお願いしているところです。

つきましては、関係各位におかれましては、貸切バス、タクシー、トラック等の運輸事業者を利用する場合には、安全・安心な当該認定・認証を受け安全・安心な輸送サービスを提供している者を利用することについてご配慮をいただくとともに、運輸事業の「安全・安心」の確保、「環境対策」の推進にご理解をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、広報誌において周知していただける場合の周知文例をご用意しましたので、ご参考になれば幸いです。

(広報紙用の周知文例)

優良運輸事業者の積極的活用について

九州運輸局では、国や関係事業者団体が実施している安全面や環境面で優良な事業者を認定・認証する制度の周知を図り、関連情報を提供することを通じて、優良事業者の利用促進をお願いしているところです。この取り組みにより、運輸事業者においても「安全確保・環境保全」に対する意識・取り組みの向上が図られ、また、利用者にとってもより一層「安全・安心」な運輸サービスの提供を受けることに繋がることが期待されます。

つきましては、各認定・認証制度の趣旨をご理解いただき、運輸事業者を利用する際には参考にしていただきますよう、お願い申し上げます。

なお、優良運輸事業者と法令違反等により行政処分を受けた事業者については、九州運輸局のホームページにて情報提供しております。

「九州運輸局」で検索し、トップページから「優良事業者を利用しましょう。」のバナーをクリック願います。

「優良事業者を利用しましょう。」 <http://www.tb.mlit.go.jp/kyushu/>

「九州運輸局行政処分状況」 <http://www.tb.mlit.go.jp/kyushu/jigyousya/body.htm>

「国土交通省処分歴検索サイト」 <http://www.mlit.go.jp/nega-inf/>

「輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン」

http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000011.html